



宮介指令第15号  
令和4年5月10日

株式会社 高尾薬舗  
代表取締役 高尾 雅仁 様

宮崎市長 清山 知憲



指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の登録（みなし指定）  
について（通知）

このことについて、介護保険法第71条第1項及び第115条の11の規定に基づき、下記のとおり登録しましたので通知します。

なお、運営に際しては、「介護保険法」「介護保険法施行規則」「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」等の関係法令・通知等を遵守してください。

記

- |                    |                                  |
|--------------------|----------------------------------|
| 1 介護保険事業開始<br>年月日  | 令和4年4月1日                         |
| 2 介護保険事業所番号        | 4540145366                       |
| 3 開設事業者所在地<br>及び名称 | 宮崎県宮崎市大字恒久字山下5914-5<br>株式会社 高尾薬舗 |
| 4 事業所所在地<br>及び名称   | 宮崎県宮崎市大塚町宮田2844番<br>まなべる薬局 知恵所   |
| 5 サービス種類           | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導            |

【留意事項】

- 介護保険法第75条の規定により、介護保険法施行規則第131条に定める事項に変更があったとき、介護保険法第115条の5の規定により、介護保険法施行規則第140条の22に定める事項に変更があったとき、又は事業を休廃止するときは、遅滞なく届出を行うこと。
- 県、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査等に協力すること。
- 介護保険法第71条第2項、第115条の11の規定により、健康保険法の規定に基づく保険医療機関、保険薬局の指定の取消しがあった等の場合は、介護保険法に基づく指定の効力を失うこと。